

「医療費のお知らせ」の取扱いについて

当健康保険組合では、あなたやあなたの扶養家族（以下「ご家族」という。）が医療機関等で受診したときの医療費明細を年に2回、「医療費のお知らせ」として通知しています。この通知にはご家族の医療費等が一括して記載されています。このため、本人以外のご家族の個人情報が閲覧できることとなり、個人情報保護法では、本人の同意を得ないで個人情報を第三者に提供してはならないとされています。

ただし、被保険者等にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等本人にとって合理的であるとはいえないものについては、黙示による包括的な同意でよいことになっています。したがって、上記の医療費のお知らせを世帯まとめて一括して提供することについては、被保険者からの特段明確な反対・留保の意思表示がない場合においては、「黙示による包括的な同意」が得られているものとさせていただきます。

なお、同意されない場合には、当健康保険組合までお申し出ください。お申し出がない場合には、同意があったものとさせていただきます。